

議事録

会議名	令和元年度第2回豊橋市健幸なまちづくり協議会
日時	令和元年9月27日(金) 13:30~14:45
場所	保健所・保健センター 研修室
出席者	豊橋市健幸なまちづくり協議会委員 10名
事務局	健康政策課、生活衛生課
事務局	<p>【事務局代表挨拶(犬塚健康部長兼保健所長)】</p> <p>この協議会の部会であります生活衛生部会で、獣医師会の河合会長に部会長をお願いし、この計画案のとりまとめをいたしました。市議会の福祉教育委員会にも2度程ご意見を伺い、先月にパブリックコメントも実施しました。今日はその結果を踏まえて、最終的に皆様方からご意見をいただいたうえで、公表をしていくこととなります。</p> <p>動物行政全般の中で、今後豊橋市として取り組んでいく方向性を示す計画でございます。</p> <p>今年の6月には、7年ぶりに「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正されました。これは、ペットショップなどの取扱い業の規制や動物虐待・遺棄などの罰則等が強化されております。こうしたことも踏まえまして、「人と動物が共生する住みよいまち豊橋」を基本理念に掲げまして、市民一人ひとりが動物愛護について理解を深め、人と動物におけるより良い関係を築くため、動物を飼っていない人も含めた動物の適切な愛護及び管理に対する市民の共通理解、飼い主のマナー向上やマイクロチップによる所有者明示などの適正飼養、大規模災害発生時の対策などを推進していくことを、計画の中に入れ、さらにこういった取り組みを進めていく拠点となる「動物愛護センター」の計画も進めていくということにしております。</p> <p>皆様方から率直なご意見をいただきたいと思っております。</p>
議長 (松井副会長)	<p>本日の議題は、「豊橋市動物愛護管理推進計画について」です。市民とペットの共生また、色々な問題に対して、市民にとってよい計画になるように望んでいます。それでは議題に入ります。</p>
事務局 (名倉課長)	<p>議題(1)豊橋市動物愛護管理推進計画(最終案)について説明</p>
事務局 (山口主査)	<p>県内の動物愛護センターの視察の状況報告</p>
新井野委員	<p>ペットだけではなく、動物行政全体をどうするのかという話があり、そして「ペット」の管理を法律に基づいてやるという順番ではないのか。視察へ行かれた紹介から、愛知県は「動物愛護センター」、岡崎は「総合センター」これは意味合いを変えてやっている。</p> <p>この推進計画はよいと思うが、センターをつくる中身は慎重に考えるべきではないか。豊橋市全体の動物行政の関わりの中でこの位置づけを考えていくべきではないのか。</p>
河合委員	<p>動物全般の話ですが、野生の動物は保護してはいけないという法律がある。一時避難として、けがをした動物に関しては、一時的な保護は可能ですが、</p>

	<p>迷っている野生動物や、何とかして欲しいという野生動物は、まず対象外となってしまう可能性が高いです。法律上そうになっています。</p> <p>人為的につくられた動物。例えば野良犬や猫。それは、飼っている人が作り出している。犬は管理がよくなり減りましたが、猫は問題となっている。猫は避妊去勢をしても増えていく現実、捨てる猫のケースの可能性が高い。</p>
新井野委員	センターを建てるとなったときに、「動物行政」というのは、「愛護」だけでセンターをつくらうとするのではなく、行政で抱えている動物を考え、センターをつくらうとする構造ではないのかということです。すでにやっている行政はある。岡崎市はそうではないのか。
事務局 (名倉課長)	岡崎は、畜産動物をやっている。
新井野委員	だから、岡崎は「総合センター」という形になっていると思う。そういう構想が豊橋では、ペットのところだけに向いている。法律的に別のところが扱っていることはわかっているが、なぜ「動物」というところで一緒にできないのかというところを質問した。
事務局 (名倉課長)	市民はわからない。「動物のことならここにすればいい」というのが一番わかりやすい。だから逆に言えば、どんな質問もここへくるのではないか。
事務局 (名倉課長)	例えば、すずめや鳩が怪我しているといった話まで保健所にきます。しかしそれは野生動物となります。許可を取って飼養しないといけなくなるので、そのあたりが法律的な部分で分けられてしまう。
新井野委員	中核市以上の都市であれば、総合化ができるはず。
事務局 (名倉課長)	取扱いの範囲、考え方を計画のときに考えます。
新井野委員	「愛護センター」としてしまうと、一部になってしまうのではないのでしょうか。
松井副会長	岡崎は、動物取扱業の登録、観察監視指導事務ができる中核市となっていますが、豊橋や豊田は登録していない自治体になっている。この管理に関して違いがあるのですか。
事務局 (名倉課長)	動物愛護法の中で、まず取扱業の関係は都道府県事務となっています。岡崎においては、県の事務処理特例においてその委任を受けて実施しています。
松井副会長	先程の解決になるわけではないという事ですね。
新井野委員	いや。委任を受けるわけなので、委任を受けそのような計画を立てる気があるのか、という話です。
松井副会長	その他、ご意見はありますか。

鈴木委員	<p>このセンターをつくる時に、動物全般に対してこのセンターの位置づけを明確にしておくといいのかなと思いましたが、ただ、広げられないなという感じもしました。というのは、豊橋市としては、今までのお話を踏まえながら、ある程度特化していくという判断をしていく事も大事ではないかと思いました。</p> <p>この推進計画のプロセスというのは、去年の10月の段階で河合先生を中心に揉んでいただき、福祉教育委員会でも2度説明され、パブリックコメントも行った。そしてここまできると、これは条例ではないので、議決もいらないということで、このまま10月には発表して報道に移るという認識でいいですか。</p>
事務局 (名倉課長)	<p>ただ、皆様方のご意見をいただき、真摯に受け止め内容的なところ確認をしたいと思っています。</p>
鈴木委員	<p>事前に確認させていただいたところ、この中で目に見える活動というのは、この動物愛護センターです。その中で、行政的に必要と言っているのだからやらないわけではない。今までの進み方でいうと、動き出す前年度位に調査期間をもち1年程かけ、規模だとか用地を検討していき、次の年くらいに財源確保として、国県の補助がいただけるかどうか。岡崎が5億円だとか聞いているが、そう簡単な金額ではない。</p> <p>形に見える施策というのは、どの位のスケジュールなのか、聞かせていただきたい。</p>
事務局 (名倉課長)	<p>補助の関係ですが、県からの補助金はありませんが、環境庁の補助金として、今年度2億500万円がついています。事業費につきましては、1/2補助を上限として、外部自治体が多いと配分が少なくなってくると思いますが、そのような補助があります。</p> <p>次に設置場所ですが、災害対策を考え津波などを避けるような位置に所在すべきという考えがあります。海や豊橋港などの近隣は避けたいと考えております。具体的にでた話として、動物園の近隣ですと水害などもない範囲の1つと考えられます。</p> <p>あと、岡崎、豊田、浜松は、基本的に動物園の近隣というより、園内に近い場所に設置しておりました。それぞれの所長とお話しさせていただくと、やはり事業実施として、例えば小さなお子様に幼少期から教育をするのに、まずペットの事をわかってもらい、ペットとは異質の動物園などにいる動物についてもわかってもらおうという事業内容をやると、より一層の理解が得られるというお話をされていたので、動物関係施設との隣接、共同は効果的と考えます。</p> <p>実際のスケジュールに関しては、今は総合計画においても6次総に移行するところですのでそこも考慮し、計画から算定、建物の設計等一連の業務を考えたときに、令和6~7年頃に開所できるかどうかといったところが、今の想定として考えております。</p>
鈴木委員	<p>是非頑張ってください。 災害対策の話がでたが、防災危機管理課の方で災害時のマニュアルがある。</p>

<p>松井副会長</p>	<p>ペットのことに対する場所等も取り上げるようになり、認識をしてきたと思います。</p> <p>今回の計画とは関係ないかもしれないが、せっかくの機会なので紹介したいと思います。環境省が中心となり作成したリーフレットですが、2～3年前に保健所へ来たときに目についた。このパンフレットの内容は素晴らしい内容であった。このようなパンフレットが各家庭に行きわたるといいと自分の実践から思いましたので、紹介させていただきました。</p> <p>そういうのも含めて市民の周知といえるのではないかと思います。他にいかがでしょう。</p> <p>動物愛護センターというのは、豊橋市内でも特色があってもいいのではないかと思います。ただ愛護して保護するだけでなく、セラピー犬とか増えてきていますので、そういったものを愛護センターから市民へ周知することも可能だと思いますので、介護の世界だとか、保護された動物がこんな機能をしているということを付与しても、市民としては結果プラスになるのではないかと思います。これは個人的な意見ではありますが、今後の計画で考えられることがありましたら、考慮していただけたらと思います。</p>
<p>鈴木委員</p>	<p>「健幸なまちづくり条例」は豊橋市全体の企画のレベルになってしまうと考えた。保健所以外の問題で例えば「文化」「心の豊さ」「芸術」「体力づくり」など色々入ってくる。その中で私が委員の一人として、このまちづくり条例に関する議論を、この問題について取り上げてくれないかという話をしたら、この協議会として該当するものとして皆様に出席要請をして、この会に参加してもらうことが可能なのか。</p>
<p>事務局 (種井課長)</p>	<p>会議規則の中で、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができます。関係者に説明とか意見をいただいておりますので、関係部局の職員をこの場に出席してもらい、意見をもらうことができると思っていますので、よろしくお願いします。</p>
<p>鈴木委員</p>	<p>自治会の代表としてここに来ておりますので、今回の推進計画の中に、自治会、地域災害地域とか、自治会がらみの話も多くでてきます。</p> <p>最近、校区の自治会長でも半分以上が一年で辞めていく。また自治会の役員をやっている人の中でも95%以上の方が断り切れなかったとっている。そんな中で地域の場合は、幼児、高齢者世帯、独居老人、災害など幅広く取り組んでいます。その中で協議会の中で議論していただけたらと思う事がありましたら、開催通知で相談させていただきますので、よろしく願いいたします。</p>
<p>松井副会長</p>	<p>他にご意見等ございますか。なければ議事は全て終了となります。これをもちまして議長の任務を終了させていただきます。</p>
<p>事務局</p>	<p>【事務局代表挨拶（犬塚健康部長兼保健所長）】</p> <p>この協議会は、保健所法の時代には、各保健所に協議会を設置するように義務付けられていました。当時、県の保健所の時代には、知事の諮問機関</p>

として各保健所に協議会を置く事が法律要件になっていました。それが地域保健法になり「設置可能」という位置づけに変わりました。

豊橋市は平成 11 年に中核市になり、「豊橋市保健所」と名称を変更し、任意設置ではありましたが、「保健所運営協議会」を「地域保健推進協議会」とし、議論をさせていただいてまいりました。しかし、根拠となる条例がなかったというところで、昨年「健幸なまちづくり条例」を根拠として、この「健幸なまちづくり協議会」を設置し、従来の「地域保健推進協議会」で議論していただいていたことをここで議論していただくように変わってきました。従いまして、こちらが用意したテーマ以外の事でも、幅広く「健幸なまちづくり」ということで、市民の健康を守るための色々な施策、他部局にも関わることもここで議論が可能だと思っております。あらかじめ委員の皆様から意見をお寄せいただきましたら、担当部局とも相談しながら、議論を深めれば幸いだと思っております。

今回の動物愛護推進計画につきましては、確かに動物全般をどうするかというところは、あえてふれておりません。ここで扱う動物の範囲としては、注釈はつけてありますが、近々の問題をどうやって解決していくかというところに、視点をあて過ぎたという気がします。

市の行政を進めていく中では、総合計画にこういったものを位置づける事は大事な事だと思っております。市内部だけではなく、市民にも公開して、きちんと位置づけをして必要性を議論していただき、建設を進めてまいりたいと考えています。今後、若干の修正を経て、公表させていただきます。そして、令和 3 年度から第 6 次総合計画が豊橋市としてスタートしていきますので、その中に位置づけを求めていく所存でありますので、委員の皆さまにもお力添えをいただきたいと思っております。

皆様方の意見を真摯に受け止め、進めていきたいと思っておりますのでご協力をお願いいたします。本日は誠にありがとうございました。